

令和元年度
教育委員会の自己点検・評価
報告書
<平成30年度事業>

大和市教育委員会

一 目 次 一

○ はじめに	… … … … …	1
・ 「大和市教育目標」「社会教育の基本目標」	… … …	2
・ 大和市教育委員会が実施する自己点検・評価について	… … …	3
・ 大和市学校教育基本計画の施策体系図	… … …	4
・ 大和市生涯学習推進計画の施策体系図	… … …	4
(1) 大和市教育委員会委員の活動内容の報告	… … …	5
(2) 大和市学校教育基本計画にかかる点検・評価シート	… …	9
基本目標 1 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます	…	10
基本目標 2 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます	…	35
基本目標 3 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます	…	53
基本目標 4 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます	…	58
(3) 大和市生涯学習推進計画にかかる点検・評価シート	… …	63
施策目標 1 学習による自己充足を図ります	… …	64
施策目標 2 学習により人と人をつなげ、地域に学習活動を広げます	…	81
施策目標 3 学習のための環境や仕組みを整えます	… …	89

○ はじめに

この「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、教育委員会制度を定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、平成 20 年 4 月から作成が義務付けされているものです。

平成 27 年 4 月、同法の改正により、抜本的な教育委員会制度改革が行われました。その柱として掲げられたのが、「委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」「教育長へのチェック機能の強化」と会議の透明化」「総合教育会議の設置」「首長による教育に関する大綱の策定」の 4 点です。

本市においても、平成 27 年 10 月 1 日から新制度が適用され、教育長と 4 人の委員が合議体としての教育委員会を形成し、以下、学校、図書館、公民館などの教育機関と、それらを支えていく事務局が組織されています。

教育委員会は、効果的な教育行政を推進するとともに、住民への説明責任を果たすという大きな役割があります。そのためのツールの一つがこの「点検・評価」です。教育長、委員をはじめ、教育委員会の職員一人ひとりが、この機会に本市の教育の管理及び執行の状況を確認し、各々の立場と職責をもって、大和の教育を支え、発展させていくべきものと考えます。

令和元年 9 月 大和市教育委員会

○ 大和市教育委員会教育長・委員（令和元年 9 月現在）

- | | |
|----------|---------|
| ○ 教育長 | 柿 本 隆 夫 |
| 教育長職務代理者 | 青 蔭 文 雄 |
| 委 員 | 小 松 俊 子 |
| 委 員 | 森 園 廣 子 |
| 委 員 | 前 田 良 行 |

大和市教育目標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帶できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

心身ともに健康な人
自立心を持つ人
学び続ける意欲を持つ人
思いやりの心を持つ人
自然を大切にする人
愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人
近隣の人たちと共に生きる人
豊かな文化をはぐくむ人
国際社会の一員として行動できる人

平成元年4月1日制定

社会教育の基本目標

社会構造の成熟化により、人々の学習への関心や要求は多様化し、内容も高度・専門化している。また活動の場は、時間的にも空間的にも拡大している。

こうした背景から生まれた生涯学習社会において、社会教育は大変重要な役割を占め、その期待はますます大きくなっている。

そこで、家庭・学校・地域社会の総合的な協力・連携を図り、学習機会の拡充・学習活動への支援など、社会教育活動の推進を積極的に展開する必要がある。

そのためには「大和市教育目標」を基盤に、

- (1) 健康で明るく、愛情に満ちた家庭を築く
- (2) 豊かな心を持ち、ゆとりある地域づくりに参加する
- (3) 平和を愛し、国際的な視野を身につける
- (4) 自然とふれあい、うるおいのある文化を育む
- (5) 楽しく学び、人生に生きがいを持つ

など、主体的に行動できる人間形成をめざすことを目標とする。

平成4年4月14日制定

○ 大和市教育委員会が実施する自己点検・評価について

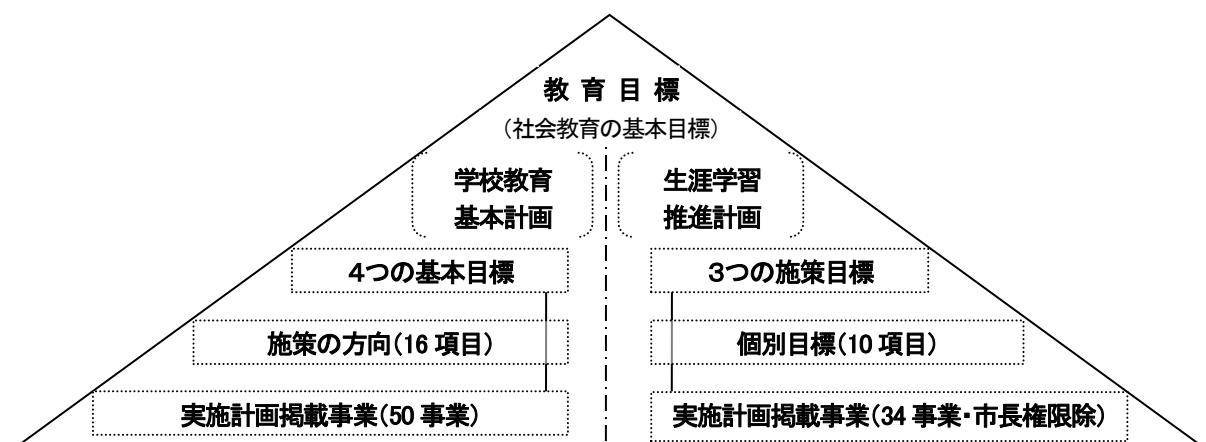
(1) 基本的な考え方

「大和市教育委員会の自己点検・評価」は、「大和市教育目標」及び「社会教育の基本目標」に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについてチェックするものです。教育委員会自らがチェックすることで、教育委員会の本来の機能の強化と活性化、教育委員会の事業の充実に資するものであると考えています。

(2) 点検・評価の方法

教育委員会の事業は、「大和市学校教育基本計画」と「大和市生涯学習推進計画」の二つの計画に基づき実施しています。「大和市学校教育基本計画」は「4つの基本目標」、「大和市生涯学習推進計画」は「3つの施策目標」と、各計画に定めたそれぞれの施策に向けての達成度、課題等を検証することにより、大和市教育委員会の点検・評価としています。

◆ 大和市教育委員会の点検・評価に至る体系図



各計画では、成果を計る目安となる指標を設け、計画の進行管理を行うこととしていることから、これらの指標の目標数値に対する、平成30年度の実績値を踏まえ評価を行います。なお、児童や生徒の育ちなど、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総体的に行います。

◆ 学識経験者の知見の活用について

教育委員会自らが行う「点検・評価」であるということから、点検・評価の客観性をより一層確保するため、点検・評価結果内容について、外部の学識経験者と教育委員会委員との意見交換の場（令和元年7月19日・22日：教育委員会協議会）を設けました。その後、教育委員会会議の審議に付し、決定する方法を探りました。

◆ 学識経験者

横浜国立大学教育学部 教授 加藤 圭司 氏
八洲学園大学生涯学習科 教授 浅井 経子 氏

◎大和市学校教育基本計画の施策体系

基本目標	施 策 の 方 向	頁
1. 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます		10
(1) 個々のよさや可能性を伸ばす教育を進めます		10
(2) “確かな学力”を身につける教育を進めます		14
(3) 体験活動を充実します		19
(4) 教育活動全体で道徳教育・人権教育の推進を図ります		21
(5) 豊かな感性や情緒をはぐくむ読書活動などの充実を図ります		23
(6) 健康・安全教育を充実します		25
2. 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます		35
(1) 創意ある教育課程の編成に向けて支援します		35
(2) 活力ある、開かれた学校運営が進められるよう支援します		36
(3) 「安全と安心」に守られた学校の環境づくりを進めます		37
(4) 子どもが落ち着いて学べる学習環境を整備します		39
(5) 教職員の教育研究の推進と研修の充実を図ります		42
(6) 教員が子どもに向き合える環境づくりに努めます		45
3. 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます		53
(1) 学校と保護者との連携を深めます		53
(2) 保護者の子ども理解を深める取り組みを推進します		54
4. 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます		58
(1) 地域社会と協働した学校教育を推進します		58
(2) 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくりを進めます		59

◎大和市生涯学習推進計画の施策体系

施策目標	個 別 目 標	頁
1. 学習による自己充足を図ります		64
① 生涯各期に合わせた学習機会の提供		64
② 市民のニーズや現代的課題に合わせた学習機会の提供		69
③ スポーツや健康に関する学習機会の提供		70
④ 芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供		71
2. 学習により人と人とのつなげ、地域に学習活動を広げます		81
① 情報提供や学習相談による支援		81
② 人材や団体の育成と活用に関する支援		83
③ 学習による市民相互の交流への支援		84
3. 学習のための環境や仕組みを整えます		89
① 施設の整備と充実		89
② 支援・推進体制の充実		90
③ 関係機関との連携推進		91

(1) 大和市教育委員会教育長及び委員の活動内容の報告

教育委員会教育長は常勤の特別職として、委員は非常勤特別職として、それぞれ任命を受け、教育委員会の会議で議論を交わし、また学校訪問により現場の把握に努める、といった活動を行っています。

教育委員会教育長・委員 (平成 30 年度末現在)	教育長	柿 本 隆 夫
	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
	委 員	小 松 俊 子
	委 員	森 園 廣 子
	委 員	前 田 良 行

1. 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、月 1 回（原則第 4 木曜日）開催する「定例会」、急施により議論する必要が生じた場合などに開催する「臨時会」、そして重要な案件などを検討する場合などに開催する「協議会」があります。

議案として決定する内容は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条で定められており、具体的には「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」「教科用図書の採択に関すること。」「委員会規則・訓令・要綱の制定又は改廃を行うこと。」など 16 項目にわたって規定されています。

○ 定例会及び臨時会の開催数 ・・・ 13回 （傍聴者数合計：90名）

・議案、報告の件数 ・・・ 議案 67 件、報告 4 件

委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	29件
校長及び教頭並びに事務局等職員の任免等に関すること。	8件
教科用図書の採択に関すること。	6件
附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。	6件
訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。	0件
その他	23件

- 協議会の開催数 ・・・ 16回

【議 題（主なもの）】

- ・総合教育会議について
- ・教育委員会の自己点検・評価について
- ・「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告について
- ・大和市学校教育基本計画について
- ・大和市特別支援教育センターについて
- ・大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

2. 教育委員会教育長及び委員による学校等訪問

学校訪問は、授業や課外活動、学校施設の様子などを見学するほか、委員の決めたテーマに沿って、学校の現場の状況や取り組みについて論議するものです。

◆ 平成30年度 学校訪問のテーマ 【小・中学校共通】

- ① 学力向上に向けた取り組みについて
 - ・具体的な取り組みと成果について
 - ・目標に到達していない児童生徒への学び直しの状況について
(時期や具体及び通過率の把握等)
- ② いじめ、不登校問題の解消について
 - ・事例中心による状況報告と今後の取り組みについて
 - ・不登校支援員の活用状況について

- 7月訪問 小学校6校、中学校4校

- 11月訪問 小学校5校、中学校5校

- 2月訪問 小学校8校

★ 今年度は、「学力向上に向けた取り組みについて」のほか、学校教育基本計画の重点施策である「いじめ、不登校問題の解消について」をテーマに設定し、課題認識の共有を深めました。
また、教育関連施設として、南部学校給食共同調理場を訪問し、調理場が抱える課題等について意見交換を行いました。

3. 総合教育会議と「大和市教育大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。併せて、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議その他教育に係る事項についての協議・調整を行うため、総合教育会議を設けるものとされました。

本市においても、総合教育会議で市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年2月、初めての「大和市教育大綱」が策定されました。内容については、総合計画を基に、学校教育基本計画や生涯学習推進計画などの関連する計画を踏まえるとともに、次代に即した課題なども勘案されており、対象期間は、平成27年度から令和元年度までとされています。

※「大和市教育大綱」の内容は、市のホームページで公表しています。

○ 平成30年度 大和市総合教育会議の開催回数 ・・・ 2回

第1回：平成30年度の教育大綱関連事業について

第2回：教育大綱関連事業の平成29年度の成果と今後の取り組みについて

4. その他

(参加した主な行事)

教育委員会教育長及び委員として、以下の行事等に参加し、又は出席しました。

- | | |
|-------------|----------------|
| ・教育委員会表彰式 | ・学校研究発表会 |
| ・成人式 | ・各校での運動会等行事 |
| ・各校での卒業式等式典 | ・教育委員会主催のフォーラム |

(関東甲信越静市町村教育委員会連合会)

神奈川県市町村教育委員会連合会の総会及び研修会に出席しました。

とき：平成30年5月25日（金）12:45～16:45

ところ：静岡県武道館

講演：『幸せはいつも自分でつかむ』

バルセロナオリンピック金メダリスト 岩崎 恭子 氏

参加：約1,200人（1都10県の市町村教育委員会教育長、教育委員及び教育委員会事務局職員）

(神奈川県市町村教育委員会連合会)

神奈川県市町村教育委員会連合会に出席しました。

とき：平成30年10月10日（水）14:00～16:00

ところ：厚木市保健福祉センター

講演：『コミュニティ・スクールについて』

文部科学省コミュニティスクール推進員（CSマイスター） 大谷 裕美子 氏

参加：約120人（神奈川県内33市町村教育委員会教育長、教育委員及び教育委員会事務局職員）